

製品プラスチック再商品化事業者

募集要項

令和8年5月

下関市環境部環境施設課

製品プラスチック再商品化事業者募集要項

1 目的

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づき、下関市（以下「本市」という。）が収集したプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）について、本市と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受け、再商品化計画に基づいた再商品化を委託する事業者を募集します。

再商品化等の高度なリサイクル施設及び、専門的な知識と経験を有する事業者から安定的な処理体制や再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に繋がる取組等について、事業を的確に、かつ継続して実施できる企画提案を求め、最も優れた企画提案を行った事業者を選定することを目的とします。

2 事業概要

(1) 事業名

製品プラスチック再商品化事業

(2) 事業期間

令和10年4月1日から令和13年3月31日まで（3年間）

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 事業内容

製品プラスチック再商品化事業仕様書のとおり

3 提案限度額

35,200千円（消費税及び地方消費税を含む）（3年間の総額）

4 日程

・公募スケジュール

(1) プロポーザル実施の公告日	令和8年5月	1日（金）	
(2) 参加申込書等の提出期限	令和8年6月	5日（金）	
(3) 参加資格審査結果通知	令和8年6月	9日（火）	までに発送
(4) 質問の受付期間	令和8年6月	9日（火）	から
	令和8年6月	16日（火）	まで
(5) 質問に対する回答	令和8年6月	19日（金）	まで
(6) 企画提案書提出期限	令和8年7月	3日（金）	まで
(7) プレゼンテーション	令和8年7月	13日（月）	から
	令和8年7月	17日（金）	まで
(8) 選考結果通知	令和8年7月	31日（金）	までに発送

・事業スケジュール

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 事業協定締結 | 令和8年8月 |
| (2) 再商品化計画作成 | 令和8年9月～令和9年3月 |
| (3) 国への認定申請手続 | 令和9年3月31日まで |
| (4) 再商品化委託開始 | 令和10年4月1日 |
| (5) 再商品化委託終了 | 令和13年3月31日 |

※事業スケジュールは現時点での想定であり、事業者との協議等により変更する可能性があります。

5 参加資格

(1) 公募参加者

ア 公募参加者は、製品プラスチックの再商品化事業を行う能力を有する(2)に掲げる要件を全て満たす単独企業又は、複数の公募参加企業・団体により構成されるグループ(以下「グループ」という。)とします。

なお、「再商品化事業を行う能力」とは、企画提案書提出時点(評価時点)で施設、許可等を有していなくても、再商品化計画の認定申請手続までにこれらを見込めるのであれば、参加資格を満たすと判断します。

イ グループの場合は、代表企業を定めること。

ウ グループの構成員となった公募参加企業は、本募集に関する他のグループの構成員となることはできません。

エ 公募参加資格確認後は、代表企業の変更及びグループの構成員の変更は、原則として認めません。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合であって、かつ、本事業の公募参加者として必要な資格要件を満たしていることが確認できた場合は、構成員の変更を認めることがあります。

(2) 公募参加者の資格

公募参加者の資格は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループ構成員全員がこれらの要件を満たす必要があります。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 公募提出書類(企画提案書類)の提出締切日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱による本市の指名停止措置を受けている者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

- エ 別紙3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項第2条第1項に該当しない者であること。
- オ 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している者及び最近1年間の下関市税（下関市に納税義務がある場合に限る。）を滞納している者でないこと。
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第2号に定める基準に適合していること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- 参加申込書（様式1） 1部
- グループ応募委任状（様式2）（グループの場合） 各1部
- 資格審査書類等（別紙5 提出書類一覧表参照）

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限 令和8年6月5日（金）15時まで 必着

(4) 提出先 下関市環境部環境施設課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和8年6月9日（火）まで

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果通知書（様式3）の通知がない場合は、令和8年6月10日（水）正午までに環境施設課に電話でご確認ください。

イ 通知方法 FAXにより通知した後、本文書を郵送します。

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）により、市に説明を求めることができます。

なお、次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザル審査への参加を無効とします。

(ア)本要項中の「5 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

(イ)提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合

(ウ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ)虚偽の内容が記載されている場合

(6) 公募参加資格の確認基準日

構成要件及び資格要件等の確認基準日は、参加申込書の提出期限日（令和8年6月5日）とします。

なお、公募参加資格審査結果通知以降、市が事業協定を締結すると予定した事業者（以下、「候補者」という。）の決定日までに、公募参加者が募集要項に定める参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該公募参加者は失格とします。

また、候補者の決定日から事業協定の締結日までの間に、公募参加企業又はグループの構成員に資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は事業協定を締結せず、又は事業協定の解除を行うことがあります。これにより事業協定を締結せず、又は事業協定を解除しても、本市は一切責任を負いません。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 質問書（様式4）
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 受付期間 令和8年6月9日（火）～令和8年6月16日（火）
- エ 提出先 下関市環境部環境施設課

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メール
質問者が特定されない形で、参加資格を有すると認められた公募参加者全員に回答します。
- イ 回答日 令和8年6月19日（金）まで

8 企画提案書作成方法等

(1) 提出書類

- 提案書の提出について（様式5） 1部
- 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本6部

(2) 提出期限

- 令和8年7月3日（金）15時まで 必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合の郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。また、企画提案書を受付後の差し替え、追加及び修正は、原則認めないものとします。

(4) 企画提案書

別紙1仕様書を踏まえ、見やすいものとするほか、以下の項目について記載すること。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなします。

ア 提案金額

提案金額には、総合計（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記載してください。ただし、提案金額は本要項中の「3 提案限度額」に示す上限額以下としてください。

イ 企画提案内容について

別紙4評価基準を参照し、各項目に即した企画提案内容を具体的に記載してください。

ウ その他

類似業務実績について、過去5年間（令和4年～令和8年）に地方公共団体等から受託した場合は、業務実績（発注者、業務名、履行期間、業務概要）を記載してください。

※記載件数に制限はありません。

(5) 提出先 下関市環境部環境施設課

(6) 留意事項

別紙5 提出書類一覧表 提出書類作成上の留意事項参照

9 企画提案内容の評価基準及び審査方法

企画提案内容の審査は、本市が設置したプロポーザル審査委員会が企画提案内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づいて審査を行い、候補者を選定します。

(1) 評価基準

別紙4 評価基準のとおり

(2) 日程

令和8年7月13日（月）～7月17日（金）の期間で実施します。

詳細な日時は別途通知します。

(3) 実施場所

下関市古屋町1丁目18番1号 下関市環境みらい館会議室 [予定]

詳細な場所は別途通知します。

(4) 候補者の選定方法

ア 本市が設置したプロポーザル審査委員会が、企画提案内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づいて審査を行い、5名の審査委員各委員1人当たり100点満点によって評価し、審査委員ごとに点数の高い順に順位を定め、下表の得点を割り振ります。各審査委員の順位ごとに割り振った得点（以下「順位得点」という。）の合計が最も高い企画提案者を候補者として選定します。

なお、順位得点の合計が最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価の総合点を合計し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定します。この場合において、総評価点が最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価項目「事業計画」を合計し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位得点	5	3	1	0

イ 失格者を除き、順位得点の合計が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、順位得点の合計が次に高い者と交渉を行います。

ウ 上記にかかわらず、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点6割（6.0点）未満と評価した場合、その企画提案者は候補者として選定しません。

エ プレゼンテーション及びヒアリングについて、日時、会場等詳細を7月8日（水）までに企画提案者ごとに参加申込書（様式第1号）に記載のある担当者へ、電話及びメールで連絡します。なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のことに留意してください。

① 1者当たりのプレゼンテーションの時間は、20分以内とします。

また、プレゼンテーション及びヒアリングは、企画提案書類の受付順（到着順）で、事業者ごとに個別で行い、非公開とします。

② 出席者については、1者当たり4人を限度とします。

③ プレゼンテーションにおいて、デモンストレーション等を実施する場合、説明に使用する機器等（パソコン、プロジェクターなど）については、企画提案者が準備してください。なお、スクリーンについては、環境施設課で準備します。

また、会場の設定や電源の確保などの関係から、事前に使用する機器等を環境施設課へ連絡してください。

④ プレゼンテーションには、原則、参加申込書（様式第1号）に記載された担当者が出席してください。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式6）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（事業者の方へ>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋>プロポーザル情報）に公表します。

（1）所管課及び業務名

（2）企画提案者数

（3）候補者の名称及び総合点

11 候補者決定後のスケジュール

審査委員会で選定した候補者と本市との間で令和8年8月に製品プラスチック再商品化に係る事業協定を締結し、本市におけるプラスチック資源の再商品化の計画等を作成するための詳細を協議します。

候補者を本市が作成する再商品化計画の再商品化実施者に指定し、本市と事業者が連携して再商品化計画を作成し、令和9年3月31日までに国へ認定申請の手続きを行います。

認定取得後に、本事業に係る仕様書や契約金額等について協議を行い、委託

契約を締結します。

なお、本事業に係る契約については、令和10年度当初予算案の議会承認を条件とします。よって、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を変更又は解除します。

また、契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を変更又は解除します。

再商品化計画に基づいて、令和10年4月から、本市が収集した製品プラスチックを引き渡し、事業者による再商品化を行い、令和13年3月に再商品化委託を終了します。

上記を基本的なスケジュールとしますが、具体的には候補者との協議を経て確定されます。

1.2 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と本事業に係る仕様書や契約金額等について協議を行った上で、見積書の提出を求め、随意契約により委託契約を締結します。
- (2) 事業の全部を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 事業の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

1.3 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる事業協定又は契約の締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については事業協定又は契約締結後に開示するものとします。

1.4 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しません。
- イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。
- ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。
- エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

す。

オ 持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前9時から午後4時の間に受け付けます。

- (2)本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3)参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（参加資格審査の結果通知後に辞退する場合も含む。）は、提案辞退届（様式7）を提出してください。
- (4)次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - カ 価格提案の金額が、限度額を超過した場合
- (5)参加申込者又は企画提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施します。この場合において、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点6割（60点）未満と評価した場合、その企画提案者は候補者として選定しません。
- (6)企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該事業の契約相手となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (7)参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8)手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 5 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市環境部環境施設課 担当 岡崎・築地

〒750-8521 下関市南部町1番1号

電話 083-252-1943 ファクシミリ 083-252-1956

電子メール kkshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※開庁時間は土日祝日を除く午前8時15分から午後5時まで

1 6 施行期間

本要項は、令和8年5月1日から施行し、本事業の契約締結をもって、その効力を失う。